

手数料表

1、取扱業種の範囲について

弊社の取扱業務は全職種となります。また、対象地域は全国となります。

2、手数料について

- ・弊社では求職者の方からは手数料は徴収しません
- ・求人者（企業様）の方からは、成功報酬として手数料を頂戴しております。
- ・実際の手数料につきましては下記の届出されている表に記載の料率を上限とし、別途取り交わします契約書に基づいて個別に決定します。

【職業安定法に基づいて届出されている手数料】

サービスの種類及び内容	手数料の額・負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<成功報酬> ・期間の定めのない雇用契約の場合の成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% ・期間の定めのある雇用契約の場合の成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% ※手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	・成功報酬 当該労働者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50% ※手数料負担者は求人者とします。

3、求職者の退職による返戻金について

- ・求職者が就業後、早期に自己都合により退職した場合（本人の行為の結果として解雇となった場合も含む）は、求人者へ支払われた手数料の返戻をします。
また、詳細につきましては別途取り交わします契約書にて決定を致します。

4、苦情の処理について

求人者または求職者からの苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

5、個人情報の取扱いについて

弊社の個人情報の取扱いについては、以下の通りとなります。

- ・個人情報及び求人者の職業紹介に関する情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、当社の職業紹介事業に携わる者とします。個人情報取扱責任者は事業所の職業紹介責任者とします。

- ・職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育、指導を年1回実施することとします。
また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講することとします。
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。
さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとします。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱について、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
- ・個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとします。



【事業所名】

株式会社ウイズ

【許可番号】

13-ユ-303865